

# 北海道教育委員会 公報

令和4年(2022年)  
3月22日(火曜日)

第6276号

## 目次

### 教育委員会規則

- 教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1
- 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則…………… 6
- 告示
- 令和4年度(2022年度)北海道教育委員会職員(船員)採用選考の実施について…………… 6
- 令和5年度の北海道立中等教育学校の入学者選考検査日及び追検査日について…………… 8
- 令和5年度の北海道立特別支援学校高等部入学者選考の選考検査日及び合格発表日について…………… 9

### 公布された教育委員会規則のあらまし

#### ◆教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第3号)

##### 1 趣旨

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令が施行されたことにより書面規制を見直すとともに、免許状の提出書類の期限等の見直しを行うことに伴い、所要の規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

##### 2 内容

- (1) 免許状の申請に係る証明書の有効期限等を見直すこととした(第8条関係)。
- (2) 様式に旧姓及び通称名の記載欄を設けることとし、また、様式から申請者の署名や押印の文言を削除することとした(別記様式関係)。
- (3) その他所要の規定の整備を行うこととした。

##### 3 施行期日

- (1) この教育委員会規則は、令和4年4月1日から施行することとした。
- (2) 従前の用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができることとした。

#### ◆北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第4号)

##### 1 趣旨

行政手続における書面規制の見直しを行い、電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請に係る規定を整備するため、この教育委員会規則を制定することとした。

##### 2 内容

電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請に、教育職員免許法施行細則に基づく手続を追加することとした(別表第2関係)。

規則名	手続等の根拠規定
教育職員免許法施行細則(昭和37年北海道教育委員会規則第4号)	第44条第1項(免許状授与の証明)

##### 3 施行期日

この教育委員会規則は、令和4年4月1日から施行することとした。

## 教育委員会規則

教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和4年3月22日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

### 北海道教育委員会規則第3号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する教育委員会規則

教育職員免許法施行細則(昭和37年北海道教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「教員」を「教職員」に、「30日」を「3月」に改め、同項第5号中「3月」を「1年」に改め、同条第2項中「教員」を「教職員」に、「3月」を「1年」

に改める。

別記第1号様式及び第2号様式中

「署名又は  
記名押印」を

「署名又は  
記名押印

※免許状への併記を希望する場合に記載に改める。

(旧 姓)

(通称名)

」

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式(第8条関係)

身体に関する証明書

氏名

年 月 日生

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。

年 月 日

(証明者)

印

項 目	状 況	
視 力	右 ( )	左 ( )
聴 力	右	左
疾病及び異常	無 ・ 有 (疾病名等)	
所 見		

作成上の注意

- 1 「視力」欄は、矯正している場合、( )内に矯正視力のみを記入する。
- 2 「疾病及び異常」欄は、「無・有」のいずれか該当する方を○で囲み、「有」の場合は、呼吸器、循環器、消化器、神経系等について、疾病の病名又は異常の状況を記入する。
- 3 「所見」欄は、「疾病及び異常」欄が「有」の場合に、教員として勤務可能の程度を記入する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とする。

別記第6号様式中「職氏名 印」を「職氏名 \_\_\_\_\_」に改める。

別記第7号様式中「印」を削る。

別記第8号様式から別記第14号様式まで中

「

(ふりがな 署名又は記名押印)	生年月日 _____ 年 月 日
--------------------	------------------

」を

「

(ふりがな 氏名)	生年月日 _____ 年 月 日
※証明書への併記を希望する場合に記載	(旧姓) _____ (通称名) _____

」に

改める。

別記第15号様式中「印」を削る。

別記第16号様式を次のように改める。

別記第16号様式(第33条関係)

教育職員免許状書換申請書

年 月 日

北海道教育委員会 様

本 籍 \_\_\_\_\_

(郵便番号)

住 所 \_\_\_\_\_

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_

( 年 月 日生)

年 月 日に次のとおり身上に変更があったので、免許状を書き換えてください。

1 変更前の本籍地及び氏名

本籍地

氏 名

2 変更後の本籍地及び氏名

本籍地

氏 名

※免許状への併記を希望する場合は記載してください。

(旧 姓)

(通称名)

3 書換する免許状

(添付書類)

記載上の注意 「(添付書類)」の部分には、添付する書類の目次を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とする。

別記第17号様式及び別記第22号様式中

「署名又は  
記名押印」を「<sup>(ふりがな)</sup>氏名」に改める。

別記第24号様式中「印」を削る。

別記第25号様式中

「校長氏名  
教科担任教諭  
署名又は記名押印」を「<sup>(ふりがな)</sup>校長氏名  
教科担任教諭氏名」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この教育委員会規則は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和4年3月22日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

**北海道教育委員会規則第4号**

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則（平成20年北海道教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2 北海道文化財保護条例施行規則（昭和52年北海道教育委員会規則第12号）の項の前に次のように加える。

教育職員免許法施行細則（昭和37年北海道教育委員会規則第4号）	第44条第1項
---------------------------------	---------

**附 則**

この教育委員会規則は、令和4年4月1日から施行する。

**告 示**

**北海道教育委員会告示第14号**

令和4年度（2022年度）北海道教育委員会職員（船員）採用選考を次の要項により行う。

令和4年3月22日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

令和4年度（2022年度）北海道教育委員会職員（船員）採用選考実施要項

- 1 目的  
この選考は、北海道教育庁渡島教育局実習船に乗り組み、次の業務に従事する船員を採用するために行うものです。

2 採用職種等

採用職種	採用予定数	職務内容	勤務場所
船員（甲板員）	1名	実習船の甲板における業務	北海道教育庁 渡島教育局実習船
船員（機関員）	2名	実習船の機関における業務	

※ 上記職種を重複して申し込むことはできません。また、申込書提出後の申込職種の変更は認めません。

※ 採用予定数は、欠員の状況等により変更することがあります。

3 採用予定日

令和5年（2023年）4月1日（既に学校等を卒業している方は、令和4年度（2022年度）

中に採用する場合があります。)

4 受験資格

(1) 次の全ての要件を満たす者

- ア 昭和38年(1963年)4月2日以降に生まれた者で、令和5年(2023年)4月1日から勤務が可能なる者
- イ 学校教育法に規定する高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- ウ 採用職種に応じた要件のいずれかに該当する者

採用職種	要件
船員(甲板員)	①五級以上の海技士(航海)資格を既に取得している者 ②五級以上の海技士(航海)試験の筆記試験に合格している者 ③船舶職員養成施設の課程を修了し、五級以上の海技士(航海)試験の筆記試験が免除される者 ④高等学校設置基準(平成16年文部科学省令第20号)第6条第2項に規定する水産に関する学科を卒業し、1か月以上の乗船履歴がある者
船員(機関員)	①五級以上の海技士(機関)又は内燃機関海技士(機関)資格を既に取得している者 ②五級以上の海技士(機関)又は内燃機関海技士(機関)試験の筆記試験に合格している者 ③船舶職員養成施設の課程を修了し、五級以上の海技士(機関)又は内燃機関海技士(機関)試験の筆記試験が免除される者

エ 実習船勤務が可能なる心身ともに強健なる者

(2) 地方公務員法第16条各号(次のアからエまで)のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験方法

- (1) 筆記試験(作文)
- (2) 口述試験(個別面接)

6 試験の日程及び会場

(1) 期日 令和4年(2022年)5月27日(金)

13:00	集合
13:15~14:45	筆記試験(作文)
14:45~15:00	休憩
15:00~	口述試験(個別面接)

(2) 会場 北海道函館市美原4丁目6番16号  
北海道渡島合同庁舎4階403号会議室

7 申込方法

次の書類を申込期間内に北海道教育庁渡島教育局実習船管理室あて提出してください。

(1) 申込書類

- ア 北海道教育委員会職員(船員)採用選考申込書(所定の様式)
- イ 高等学校の卒業証明書又は学校教育法に規定する高等学校を卒業した者と同等以上の学力があることを証明する書類
- ウ 上記「4 受験資格」の(1)のウに定める資格に関するいずれかの証明書類(下表参照)

(ア) 資格取得者

採用職種	証明書類
船員(甲板員)	海技免状の写し(五級以上の海技士(航海))

船員(機関員)	海技免状の写し(五級以上の海技士(機関)又は内燃機関海技士(機関))
---------	------------------------------------

(イ) 資格未取得者

採用職種	証明書類
船員(甲板員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>筆記試験合格者…筆記試験合格証明書の写し</li> <li>船舶職員養成施設の課程修了者…課程修了証明書</li> <li>高等学校設置基準第6条に規定する水産に関する学科を卒業し、1か月以上の乗船履歴がある者…卒業証明書、単位修得証明書及び乗船証明書(乗船証明書証明印は、代表者(所属長)の職印)</li> </ul>
船員(機関員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>筆記試験合格者…筆記試験合格証明書の写し</li> <li>船舶職員養成施設の課程修了者…課程修了証明書</li> </ul>

※ アについては北海道教育庁渡島教育局において配布します。また、渡島教育局のホームページからダウンロードできます。

(<http://www.dokyo1.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>)

なお、郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「船員申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角2号:A4判が入る大きさ)を同封し、10の申込先に請求してください。

(2) 申込期間

申込方法	受付期間	備考
持参する場合	令和4年(2022年)3月22日(火)から 令和4年(2022年)5月17日(火)まで	9時から17時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
郵送の場合	令和4年(2022年)5月17日(火)の消印のものまで有効	封筒の表に「船員採用選考申込書類」と朱書きし、「簡易書留」で送付すること。

注1 申込書類が不備のものは受け付けません。また、この試験において提出された書類は返却できません。

2 申込書類に虚偽の記載があった場合は、受験又は採用の対象から除かれることがあります。

8 給与

給与は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

次の金額は、令和4年(2022年)4月1日現在における新卒者の場合の例です。

学歴	初任給	諸手当
大学卒	228,500円	期末手当、勤勉手当、住居手当、扶養手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
短大卒	199,100円	
高校卒	175,200円	

※ 初任給は採用者の経歴などを考慮の上、決定されます。

9 その他

- (1) 試験当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 試験結果は、試験終了後7日以内に受験者に通知します。
- (3) 申込後に、本試験を受験しないこととなった場合は、その旨10の問合せ先に連絡してください。
- (4) 採用に当たっては、健康判定審査を受けることが必要です。健康判定審査の結果、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないことが明らかとなった場合には、採用されないことがあります。

10 申込先及び問合せ先

〒041-8557

函館市美原4丁目6番16号  
北海道教育庁渡島教育局実習船管理室  
電話 0138-47-9579(直通)

北海道教育委員会告示第15号

令和5年度の北海道立中等教育学校の入学者選考検査日及び追検査日は、次のとおりと



する。

令和4年3月22日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

- 1 選考検査日 令和5年1月7日(土)
- 2 追検査日 令和5年1月18日(水)

---

**北海道教育委員会告示第16号**

令和5年度の北海道立特別支援学校高等部入学者選考の選考検査日及び合格発表日は、次のとおりとする。

令和4年3月22日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

- 1 選考検査日  
令和5年1月27日(金)
- 2 合格発表日  
令和5年2月15日(水)

